

令和7年度 償却資産（固定資産税）申告の手引



三郷市キャラクター
「かいちゃん&つぶちゃん」

申告書の提出期限は

令和7年1月31日（金）です

期限間近は混雑しますので、早期の提出（1月20日頃）のご協力をお願いいたします

令和7年1月1日現在、三郷市内に償却資産を所有している、
または三郷市内の事業所などに償却資産を賃貸している個人・法人の方は申告が必要です。

【お知らせ】

- 申告書控えの返送を希望される方は、控え用の申告書と返信用封筒（宛先明記・切手貼付）を同封のうえ郵送してください。同封していない場合は、返送できませんので予めご了承ください。
- 市ホームページより各種様式をダウンロードできます。
(<https://www.city.misato.lg.jp/soshiki/zaimu/shisanzei/1/592.html>)
- 申告書の提出は便利な電子申告（eLTAX）をご利用ください。
詳細は9ページに記載しています。
- 電算申告・電子申告をご利用のかたで、次年度以降郵送案内が不要な場合は、申告書「18. 備考」欄にその旨ご記入ください。



【提出・問い合わせ先】

三郷市財務部 資産税課 償却資産係

〒341-8501 埼玉県三郷市花和田648番地1

電話番号：048-930-7717（直通） / 048-953-1111（内線：1152・1153）

- 申告書を直接提出される場合は、平日8時30分から17時までに市役所1階「9番窓口」までお越しください。

市税業務につきまして、日頃からご理解ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

固定資産税は土地・家屋の他に、事業用資産である「償却資産」についても課税対象となります。

工場や商店を営んでいたり、駐車場やアパートを貸し付けているなどの事業を行っている方で、償却資産を所有されている方は、地方税法第383条（固定資産の申告）に基づき、「毎年賦課期日（1月1日）現在において所有している資産」について、当該償却資産の所在地の市町村長に申告する義務があります。

つきましては本手引をご参照のうえ、提出期限までの申告をお願いいたします。

《 目 次 》

I	償却資産とは・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2 ～ 6
	（１）償却資産とは	
	（２）申告の対象となる資産	
	（３）申告の対象とならない資産	
	（４）少額の減価償却資産の取扱い	
	（５）リース資産の取扱い	
	（６）償却資産の種類と具体例	
	（７）家屋と償却資産の区分について	
	（８）業種ごとの主な償却資産	
	（９）国税の取扱いとの比較	
II	評価・課税の流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7 ～ 9
	（１）評価・課税の流れについて	
	（２）耐用年数が改正された資産の申告について	
	（３）減価率及び減価残存率一覧表	
	（４）非課税について	
	（５）課税標準の特例について	
III	申告方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	10 ～ 11
	（１）書面申告（一品申告／電算申告）	
	（２）電子申告	
	（３）所有者コードの記載について	
	（４）非課税対象資産が含まれる場合	
	（５）特例対象資産が含まれる場合	
	（６）提出前のチェック項目	
IV	申告書類の記入方法について・・・・・・・・・・・・	12 ～ 14
V	耐用年数表（抜粋）・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
VI	不申告・虚偽申告について・・・・・・・・・・・・	16
VII	各種調査への協力依頼について・・・・・・・・・・	16
VIII	償却資産Q&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	17

※ 最終ページの種類別明細書（全資産・増加資産用／減少資産用）は切り離してお使いいただけます。

I 償却資産とは

(1) 償却資産とは

固定資産税における償却資産とは「土地及び家屋以外の事業の用に供することができる資産で、その減価償却額又は減価償却費が法人税法又は所得税法の規定による所得の計算上損金又は必要な経費に算入されるもの」をいいます。（これに類する資産で法人税又は所得税を課されない者が所有するものを含む。ただし、取得価額が少額である資産やその他政令で定める資産は除く。）※地方税法第341条第4号（固定資産税に関する用語の意義）

「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合等においても該当します。

(2) 申告の対象となる資産

毎年1月1日現在において、事業の用に供することができる資産が申告の対象となります。なお、次に掲げる資産についても申告が必要です。

- ① 建設仮勘定で経理されている資産
- ② 償却済資産（減価償却が終わり、帳簿上備忘価額で計上されている資産）
- ③ 簿外資産（帳簿に記載されていないが、実際に存在し減価償却が可能な資産）
- ④ 遊休資産（稼働を休止しているが、いつでも稼働できる状態にある資産）
- ⑤ 未稼働資産（すでに完成しているが、未だ稼働していない資産）
- ⑥ 福利厚生のに供する資産
- ⑦ リース資産の一部（詳細は3ページ）
- ⑧ 少額の減価償却資産の一部（詳細は（4））
- ⑨ 赤字決算等のため減価償却を行っていない資産
- ⑩ 決算期以後1月1日までの間に取得した資産で、固定資産勘定に計上されていない資産

(3) 申告の対象とならない資産

- ① 自動車税、軽自動車税の課税対象となるもの（大型特殊自動車は申告対象）
- ② 無形減価償却資産（特許権・営業権・商標権・ソフトウェア等）
- ③ 繰延資産（開業費・試験研究費等）
- ④ 棚卸資産（貯蔵品・商品等）
- ⑤ 生物（観賞用・興行用等の生物は申告対象）
- ⑥ 法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のもの（平成20年4月1日以後契約分）
- ⑦ 耐用年数（使用可能期間）が1年未満の資産（リース資産で個別償却しているものを除く）

(4) 少額の減価償却資産の取扱い

	取得価額	国税の取扱い	固定資産税 （償却資産）の取扱い
個人 （平成11年1月1日以後に取得した資産）	10万円未満	必要経費（損金算入）	申告対象外
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却 減価償却	
	20万円以上	減価償却	<u>申告対象</u>
法人 （平成10年4月1日以後に開始された事業年度に取得した資産）	10万円未満	必要経費（損金算入）	申告対象外
		3年間一括償却	
		減価償却	<u>申告対象</u>
	10万円以上 20万円未満	3年間一括償却	申告対象外
		減価償却	<u>申告対象</u>
	20万円以上	減価償却	<u>申告対象</u>

※「中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例制度」により30万円未満の減価償却資産（合計額300万円まで）を必要経費又は全額損金算入した場合は、申告対象となります。

(5) リース資産の取扱い

リース資産はその契約の内容により、資産を貸している方に申告していただく場合と、実際に資産を借りて事業をしている方に申告していただく場合があります。大きく分類すると、リース資産の契約内容により、以下の方が申告義務者となります。

リース契約の内容	通常の賃貸借契約によるリース (所有権移転外ファイナンス・リースなど)	売買にあたるようなリース資産 (所有権移転ファイナンス・リースなど)
申告義務者	資産を貸している方	資産を借りている方

※平成19年度の税制改正により平成20年4月1日以降に締結した所有権移転外ファイナンス・リースについては、所得税・法人税法における所得の計算上、売買取引として取り扱うよう変更されていますが、固定資産税(償却資産)においては、従前のとおり所有者である賃貸人(リース会社等)が申告する必要があります。なお、地方税法施行令第49条ただし書きにより、法人税法第64条の2第1項又は所得税法第67条の2第1項に規定するリース資産で、所有者が取得した際の取得価額が20万円未満のものは申告対象外です。

※「売買にあたるようなリース」とは、ファイナンス・リースのうちリース期間経過後にその資産を無償若しくは名目的な対価によって譲渡、又は無償と変わらない名目的な再リース料で再リースする条件の取引です(所有権移転ファイナンス・リース)。

※割賦販売により購入した資産は、所有権が売主に留保されている場合(所有権留保付売買)においても、原則として買主の方が申告することになります。

(6) 償却資産の種類と具体例

資 産 の 種 類		主な償却資産の内容
第1種	構 築 物	構内舗装(駐車場含む) 庭園・緑化施設 門・塀・フェンス 野立看板 広告塔 煙突 ゴルフ練習場設備 等
	建物附属設備	受変電設備 蓄電池電源設備 電気設備 給排水衛生設備 ガス設備 空調設備 内装・内部造作設備 建物に取付けた看板 等
第2種	機械及び装置	各種製造設備等の機械類 クレーン等の建設機械 機械式駐車場設備 ドローン 太陽光発電設備一式 等
第3種	船 舶	ボート 釣船 漁船 遊覧船 等
第4種	航 空 機	飛行機 ヘリコプター グライダー 等
第5種	車 両 及 び 運 搬 具	フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートを取得している場合は、 分類番号が「9」「90～99」「900～999」のもの) 構内運搬車 農耕作業車 等
第6種	工 具 ・ 器 具 及 び 備 品	机 いす キャビネット 金庫 電子計算機 陳列ケース 複写機 医療機器 理容又は美容機器 冷暖房用機器 娯楽用器具 厨房用品 切削工具 測定工具 物置 移設が容易な看板 等

(7) 家屋と償却資産の区分について

①建物附属設備の区分

自己所有の事業用家屋に取り付けた建物附属設備は、「家屋評価の3要件」に基づき、家屋または償却資産に分けて課税されます。

【家屋評価の要件】

- ①家屋の所有者が所有するもの
- ②家屋に取付けられ、家屋と構造上一体となっているもの
- ③家屋の効用を高めるもの

家屋評価に含まれるため申告不要のもの	家屋と構造上一体となりその効用を高める、電気・ガス・給排水・衛生・消火・空調設備
償却資産のため申告対象となるもの	単に移動を防止する程度に家屋に取付けたもの 独立した機器としての性格が強いもの

※詳細は次ページの区分表をご参照ください。

②償却資産として申告が必要な建物附属設備

●特定事業用設備（家屋と設備等の所有者が同じである場合）

家屋に設置される設備のうち、家屋の効用を高める目的でなく、特定の事業用目的のために設置された設備（機械・工具用動力配線、水道・排水配管、ボイラー等）は、家屋評価の要件の③を満たさないため、償却資産申告の対象です。以下の表を参考に申告してください。

●特定附帯設備（家屋と設備等の所有者が異なる場合）

家屋所有者以外の賃借人等が取り付けけた建物附属設備は、家屋評価の要件の①を満たさないため、以下の表の区分にかかわらず、その賃借人等が取り付けけた設備について申告をする必要があります。

【参考：家屋・償却資産評価区分表】※一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

種類	分類	内容	課税区分		
			家屋	償却資産	
建築工事	内装・造作	床・壁・天井仕上げ 店舗造作工事一式	○		家屋と設備等の所有関係が異なる（テナント等）場合は、テナント等の方に申告義務があります。
	受変電設備	設備一式		○	
	予備電源設備	発電機・蓄電池・無停電電源設備 等		○	
	中央監視設備	設備一式		○	
	コンセント設備 照明器具設備	屋外設置部		○	
		屋内設置部	○		
	電力引込設備	引込工事		○	
	動力配線設備	特定の生産または業務用設備		○	
		上記以外の設備	○		
	電話設備	電話機・交換機 等の機器類		○	
		配線・配管・端子盤 等	○		
	LAN設備	設備一式		○	
	放送・拡声設備	マイク・スピーカー・アンプ 等の機器類		○	
		配線・配管 等	○		
	インターホン設備	設備一式	○		
	監視カメラ設備	受像機（モニター）・カメラ・録画装置 等の機器類		○	
		配線・配管 等	○		
給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備（給水管・排水管）・引込工事・特定の生産または業務用設備		○	
		屋内配管・高架水槽・受水槽・ポンプ 等	○		
	給湯設備	局所式給湯設備（電気温水器・湯沸器用）		○	
		局所式給湯設備（ユニットバス・床暖房用等）・中央式給湯設備	○		
	ガス設備	屋外設備・引込工事・特定の生産または業務用設備		○	
		屋内配管 等	○		
空調設備	空調設備	ルームエアコン（壁掛け型）・特定の生産または業務用設備		○	
		上記以外の設備	○		
	換気設備	設備一式	○		
防災設備	避雷設備	設備一式	○		
	火災報知設備	設備一式	○		
	消火設備	防火水槽・消火器・避難器具・ホース・ノズル・ガスボンベ 等		○	
		消火栓設備・スプリンクラー設備 等	○		
その他の設備等	運搬設備	ベルトコンベア・垂直型連続運搬装置		○	
		エレベーター・エスカレーター・小荷物専用昇降機（ダムウェーター）等	○		
	厨房設備	寮・病院・社員食堂等の厨房設備・顧客の求めに応じるサービス設備（飲食店・ホテル・百貨店等）		○	
		上記以外の設備	○		
	洗濯設備	洗濯機・脱水機・乾燥機 寮・病院等の洗濯設備・顧客の求めに応じるサービス設備（ホテル等）		○	
	その他	冷蔵／冷凍倉庫における冷却装置・ろ過装置・POSシステム・広告塔・ネオンサイン・文字看板・袖看板・簡易間仕切（衝立）・機械式駐車設備（ターンテーブル含む）・駐輪設備・ごみ処理設備・メールボックス・カーテン・ブラインド 等		○	
外構工事	外構工事	工事一式（舗装・門・塀・緑化施設等）		○	

(8) 業種ごとの主な償却資産

下の表は、申告対象となる主な資産の例を業種ごとにまとめたものです。

所有の資産が申告の対象となるものか不明な場合は、こちらの表をご参照いただき、ご不明点については、ご担当の税理士様（税務を依頼している場合）、または市役所までお問合せください。

業 種	主な償却資産の内容
★各業種共通	【屋外】 外構工事 駐車場等舗装整備費 給排水設備工事 受変電設備工事 電気工事 発電設備 看板・広告塔 門扉 フェンス 植栽 太陽光発電設備一式 コンテナハウス 倉庫 物置（家屋として評価・課税されていないもの） 【屋内】 内装工事 空調設備 応接セット（机・いす） ロッカー キャビネット 電子機器類（パソコン・サーバー・テレビ・コピー機・レジスター等） 【その他】 福利厚生設備・施設（寄宿舍・レクリエーション設備）に係る資産 等
①不動産（共同住宅）貸付業	駐輪場整備 屋外照明 ごみ置き場 宅配ボックス 壁掛けエアコン 家具・家電（家具付き賃貸の場合） 等
②不動産（駐車場）貸付業	料金精算機 駐車装置（ターンテーブル・フラップ板等） 屋外照明設備 等
③小売店	陳列棚・ケース 冷蔵庫 冷凍庫 自動販売機 サッカー台 放送設備 等
④飲食店	厨房設備 家具備品 冷蔵庫 冷凍庫 食器洗浄機 製氷機 放送設備 等
⑤製造業	貯水設備 商品製造に係る各種機器類（旋盤・溶接機・プレス機・裁断機・印刷機 等）
⑥建設業	発電機 ドリル コンクリートカッター クレーン ブルドーザー パワーショベル 大型特殊自動車（ナンバープレートを取得している場合は分類番号「9」、「90～99」、 「900～999」、「0」、「00～09」、「000～099」のもの） 等
⑦売電事業 （太陽光発電事業）	太陽光発電パネル パワーコンディショナー など設備一式 （個人所有の居宅の場合、発電出力が10kw未満かつ余剰売電契約で「自家用」と認められるものは対象外）
⑧医療業	各種医療機器（手術台・ベッド・心電計・X線装置・MRI装置 等） 分包機 調剤台 冷蔵庫 オンライン資格確認機等
⑨理美容業	理美容椅子 洗面設備 パーマ機 消毒殺菌機 タオル蒸し機 サインポール 等
⑩クリーニング業	洗濯機 脱水機 乾燥機 プレス機 包装設備 等
⑪自動車販売・修理業	電動リフト 旋盤 研削盤 その他修理・検査に係る各種機器・工具 等
⑫ガソリンスタンド業	独立キャノピー 照明設備 地下ガソリンタンク オートリフト 洗車機 給油・計量器 消火設備 等
⑬遊技業	各種ゲーム筐体 両替機 カード発行機 景品陳列棚 デジタルサイネージ パチンコ台 スロット台 玉貸機 放送設備 防犯設備 等
⑭農業	農業用建物（ビニールハウス等で土地への定着性がなく家屋評価外のもの等） トラクター等の農耕作業用特殊自動車（時速35km/h以上） 野菜洗浄機 果樹棚 井戸 農業用ドローン 等

(9) 国税の取扱いとの比較

償却資産と国税（税務会計）では、下記の通り取扱いが異なる点がありますので、ご注意ください。

項 目	国税の取扱い	固定資産税（償却資産）の取扱い
償却計算の期間	事業年度	暦年（賦課期日制度）
減価償却の方法	定率法・定額法の選択制度 【定率法の場合】 ・平成24年4月1日以降に取得された資産は「定率法(200%定率法)」を適用 ・平成19年4月1日から平成24年3月31日までに取得された資産は「定率法(250%定率法)」を適用 ・平成19年3月31日以前に取得された資産は「旧定率法」を適用	一般の資産は定率法 (減価率は8ページの表を使用します)
前年中の新規取得資産	月割償却	半年償却(1/2)
取得価額	品物代金+購入・使用のために要した費用	国税と同じ (例外あり※1)
取得価額における消費税の取り扱い	税込経理方式・税抜経理方式の選択制度	国税の選択に合わせる
圧縮記帳の制度	認められます	認められません ※2
特別償却、割増償却（租税特別措置法）	認められます	認められません
増加償却（所得税・法人税）	認められます	認められます
評価額の最低限度	1円（備忘価格）	取得価額の5%
改良費の評価方法	原則として区分評価	区分評価 (改良した資産と改良費を区分して評価)
少額の減価償却資産 (使用可能期間が1年未満か取得価額が10万円未満)	損金算入が可能 (法人税法施行令第133条又は 所得税法施行令第138条)	損金算入したものは課税対象外 ※3
一括償却資産 (取得価額が20万円未満の減価償却資産)	3年間で損金算入が可能 (法人税法施行令第133条の2又は 所得税法施行令第139条)	損金算入したものは課税対象外 ※4
中小企業者の方等が租税特別措置法を適用して取得した10万円以上30万円未満の減価償却資産	損金算入が可能 (租税特別措置法第28条の2又は 同法第67条の5)	課税対象になります

※1…取得価額は、原則国税申告と同額になりますが、その資産を取得するにあたり通常支出すべき金額と認められる額と著しく相違がある場合（1円で資産承継したなど）は、その取得時において通常支出すべき金額となります。具体的には当該品物を取得した当時の金額、それが不明な場合は、当該年度の賦課期日に一般市場において当該資産を新品として取得するために通常支出すべき額となります。（総務省：固定資産評価基準第3章第1節第5項～第7項）

※2…圧縮記帳は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、圧縮前の取得価額としてください。

※3…法人の方は、本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入のうえ、申告に含めてください。

※4…法人又は個人の方は、本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となりますので、耐用年数省令に応じた耐用年数をご記入のうえ、申告に含めてください。

Ⅱ 評価・課税の流れ

(1) 評価・課税の流れについて

①申告書の提出

賦課期日（1月1日）現在における償却資産の所有者が、納税義務者（申告者）となります。

②評価額の決定

固定資産評価基準により、課税対象の全償却資産一品ごとに取得価額を基礎として取得後の経過年数・耐用年数に応じて定率法による減価償却計算をし、「評価額」を算出し価格を決定します。

◎評価額の計算方法

前年中に取得した資産	取得価額×（1－ <u>減価率÷2</u> ）
前年前に取得した資産	前年度評価額×（1－減価率）

*減価率÷2は小数点第4位を四捨五入します。また、減価残存率については次ページの表を使用します。

◎次年度以降の算出方法

次年度以降は、前年度評価額に減価残存率を乗じた額を評価額とします。

2年目・3年目・・・と計算して得た評価額が取得価額の5%に相当する額を下回る場合は、取得価額の5%に相当する額を評価額とします。

例えば、令和6年4月に2,500,000円で取得した、耐用年数4年の資産の評価額は・・・

- ・令和7年… $2,500,000 \times 0.781 = 1,952,500$
 - ・令和8年… $1,952,500 \times 0.562 = 1,097,305$
 - ・令和9年… $1,097,305 \times 0.562 = 616,685$
 - ・令和10年… $616,685 \times 0.562 = 346,576$
 - ・令和11年… $346,576 \times 0.562 = 194,775$
 - ・令和12年… $194,775 \times 0.562 = 109,463 \rightarrow 125,000$ （取得価額の5%）
- ※以降、資産が除却されるまで評価額は変わりません。

②課税標準

賦課期日（1月1日）現在における評価額が決定価格となり、特例適用がない場合にはその決定価格が課税標準となります。課税標準の特例が適用される場合は、決定価格に特例率を乗じたものが課税標準となります。

③税率

税率は1.4%です。課税標準となるべき額の合計値が3,025,500の場合の年税額を求めると・・・

$$\frac{3,025,000 \text{ 円}}{1,000 \text{ 円未満切捨}} \times 1.4\% = \frac{42,300 \text{ 円}}{100 \text{ 円未満切捨}}$$

→年税額は42,300円となります。

④納期

年税額は4回に分けて納付していただいております。具体的な納期については毎年5月にお送りしている固定資産税納税通知書でお知らせしています。ただし、期限後の申告となった場合には5月の当初発送に間に合わないため、年度途中での税額更正（3～1回払い（申告時期による））となる可能性があります。

市税の納付については、ご指定の金融機関の口座から引き落としにより納付する、便利な「口座振替」をご利用いただけます。

償却資産の課税標準となるべき額が、150万円（免税点）に満たない場合は課税されません。ただし、免税点未満（課税標準となる額が150万円未満）であっても申告書を提出してください。

なお、土地・家屋の所有がなく、償却資産の課税標準額が免税点未満の方の場合は、納税通知書は発送されません。また土地・家屋の所有があり納税通知書が送付されるケースであっても、償却資産の課税標準額が免税点未満の場合には、納税通知書内に償却資産の課税標準額は記載されません。

(2) 耐用年数が改正された資産の申告について

平成20年度税制改正において、耐用年数省令の一部改正が行われ、特に「機械及び装置」については、区分を含めて全面的な改正が行われました。

①改正された耐用年数の適用年度

省令改正後の耐用年数は平成21年度課税分から適用されます。評価額の計算は資産の取得時に遡って改正後の耐用年数を用いるのではなく、平成20年度までは改正前の耐用年数に応じた減価率、平成21年度からは改正後の耐用年数に応じた減価率で算出します。

②耐用年数が改正された資産がある場合の申告方法

今年度初めて、耐用年数を変更する資産について申告される場合には、種類別明細書に耐用年数省令の改正の適用に関する記入が必要となります。

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に、改正前の耐用年数及び改正年を記入してください。

(3) 減価率及び減価残存率一覧表

耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率		耐用 年数	減価率	減 価 残 存 率	
		前年中取得 1－(減価率/2)	前年前取得 1－減価率			前年中取得 1－(減価率/2)	前年前取得 1－減価率			前年中取得 1－(減価率/2)	前年前取得 1－減価率
1				11	0.189	0.905	0.811	21	0.104	0.948	0.896
2	0.684	0.658	0.316	12	0.175	0.912	0.825	22	0.099	0.950	0.901
3	0.536	0.732	0.464	13	0.162	0.919	0.838	23	0.095	0.952	0.905
4	0.438	0.781	0.562	14	0.152	0.924	0.848	24	0.092	0.954	0.908
5	0.369	0.815	0.631	15	0.142	0.929	0.858	25	0.088	0.956	0.912
6	0.319	0.840	0.681	16	0.134	0.933	0.866	26	0.085	0.957	0.915
7	0.280	0.860	0.720	17	0.127	0.936	0.873	27	0.082	0.959	0.918
8	0.250	0.875	0.750	18	0.120	0.940	0.880	28	0.079	0.960	0.921
9	0.226	0.887	0.774	19	0.114	0.943	0.886	29	0.076	0.962	0.924
10	0.206	0.897	0.794	20	0.109	0.945	0.891	30	0.074	0.963	0.926

(4) 非課税について

一定の要件を満たす償却資産は、税負担の軽減を図るため、地方税法第348条及び同法附則第14条の規定により非課税となるものがあります。

非課税適用を受ける資産がある場合には、申告書「10. 非課税該当資産」の『有』を選択するとともに、「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の摘要欄に適用法令・条項または用途等を記入し、11ページに記載の確認書類を添付してください。

非課税対象資産（一部抜粋）	地方税法第348条
①宗教法人が専ら本来の用に供する境内建物および境内地	第2項第3号
②学校法人等が直接保育または教育の用に供する固定資産	第2項第9号
③公益社団法人・公益財団法人が図書館及び博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産	
④公益社団法人・公益財団法人・宗教法人が博物館法第2条第1項に規定する博物館において直接その用に供する固定資産	
⑤社会福祉法人等が小規模保育事業の用に供する固定資産	第2項第10号の2
⑥社会福祉法人等が児童福祉施設の用に供する固定資産	第2項第10号の3
⑦学校法人・社会福祉法人等が認定こども園の用に供する固定資産	第2項第10号の4
⑧社会福祉法人等が老人福祉施設の用に供する固定資産	第2項第10号の5
⑨社会福祉法人が障害者支援施設の用に供する固定資産	第2項第10号の6
⑩社会福祉法人等が社会福祉事業の用に供する固定資産	第2項第10号の7
⑪更生保護法人が更生保護事業の用に供する固定資産	第2項第10号の8
⑫介護保険法の規定により包括的支援事業の委託を受けた者が包括的支援事業の用に供する固定資産	第2項第10号の9
⑬事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産	第2項第10号の10

(5) 課税標準の特例について

地方税法第349条の3及び同法附則第15条等の規定に該当する償却資産は、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

特例適用を受ける資産がある場合には、申告書「11. 課税標準の特例」の『有』を選択するとともに、『種類別明細書（増加資産・全資産用）』の摘要欄に適用法令・条項または特例名を記入し、当該資産の申告初年度のみ11ページに記載の確認書類を添付してください。

主な特例（一部抜粋）		適用法令・条項	適用対象期間	特例割合
公共の危害 防止施設	汚水又は 廃液の処理施設	地方税法附則第15条第2項第1号 三郷市税条例附則第10条の2第1項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日取得分	1/2
	産業廃棄物処理施設	地方税法附則第15条第2項第4号ロ	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日取得分	1/3
	下水道除害施設	地方税法附則第15条第2項第5号 三郷市税条例附則第10条の2第2項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日取得分	4/5
太陽光発電設備	出力1,000kw未満	地方税法附則第15条第25項第1号イ 三郷市税条例附則第10条の2第10項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日取得分	3年間 2/3
	出力1,000kw以上	地方税法附則第15条第25項第3号イ 三郷市税条例附則第10条の2第14項	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日取得分	3年間 3/4
特定事業所内保育施設		地方税法附則第15条第32項 三郷市税条例附則第10条の2第21項	平成29年4月1日～ 令和6年3月31日国補助分	5年間 1/2
認定先端設備等 導入計画に従って 取得した先端設備 ※1	事業用家屋及び構築物	地方税法附則旧第64条 三郷市税条例附則第10条の2旧第26項	令和2年4月30日～ 令和3年3月31日取得分	3年間 0/1 (ゼロ)
	機械装置・工具・器具備品 建物付帯設備及び構築物		令和3年4月1日～ 令和5年3月31日取得分	
	機械装置・工具・器具備品 建物付帯設備及び構築物	地方税法附則第15条第45項	令和5年4月1日～ 令和6年3月31日取得分	【賃上げ表明あり】 5年間 1/3
			令和6年4月1日～ 令和7年3月31日取得分	【賃上げ表明なし】 3年間 1/2 【賃上げ表明あり】 4年間 1/3 【賃上げ表明なし】 3年間 1/2

※1…先端設備導入計画の申請・認定後に当該設備を取得することが必須条件です。

※2…**網掛部**は、条文が廃止され新規適用がなくなったものです。昨年度までに申告及び申請があったものは、当時の適用条件に基づき特例が適用されます。

申告書の提出は **エルタックス eLTAX** による電子申告をご利用ください！

【電子申告のメリット】

- ◎自宅やオフィスからインターネット経由で申告できるため、郵送・来庁の手間がありません。
- ◎利用届出（新規）を提出後、直ちに電子申告を利用できます。
- ◎PCデスクを利用すれば、CSV取り込みにより申告データを作成できます。

◎eLTAXご利用に関するお問い合わせ

申告データ等の作成に係る具体的な操作方法については、以下へお問合せください。

《ヘルプデスク》

- 月曜日～金曜日（土日休祝日・年末年始12/29～1/3は除く）
- 9:00～17:00
- 電話番号：0570-081459（つながらない場合：03-5521-0019）
- URL：<https://www.eltax.lta.go.jp/>



Ⅲ 申告方法について

(1) 書面申告

必要事項を記載した申告書等を郵便や窓口で提出する方式です。書面申告の場合、以下の申告書の作成方法により必要書類が異なりますので、確認のうえ申告方式を選択し、ご提出ください。

- ①一品申告 増加及び減少のあった資産を1品ずつ申告する方式です。
この方式の場合、種類別明細書は増減のある分のみ作成すればよいほか、資産の増減がない場合や該当資産がない場合のご提出は「償却資産申告書」のみです。

申告方式	申告内容	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
一品申告	資産増加のみ	○	○	×
	資産減少のみ	○	×	○
	増加・減少あり	○	○	○
	資産増減なし	○	×	×
	償却資産所有なし	○	×	×

- ②電算申告 増加及び減少の有無に関わらず、賦課期日時点で所在地が当市である資産を全件申告する方式です。この方式は会計ソフト等で、管理している資産情報を出力できる場合に選択できます。なお、この方式を選択する場合、全ての資産の課税標準額を予め計算し、種類別明細書の課税標準額欄及び申告書下部の種類毎の合計課税標準額(ト)の欄に集計値を記載する必要があります。また、資産の増減のない年度であっても、**種類別明細書(全資産)の添付が必須**です。

申告方式	申告内容	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
電算申告	資産増加のみ	○	○	×
	資産減少のみ	○	○	○
	増加・減少あり	○	○	○
	資産増減なし	○	○	×
	償却資産所有なし	○	×	×

(2) 電子申告

e L T A X (地方税ポータルシステム) を使用し、申告書類を電子データで提出する方式です。

申告方式	申告内容	償却資産 申告書	種類別明細書 (増加資産・全資産用)	種類別明細書 (減少資産用)
全資産申告 増加・減少申告 共通	資産増加のみ	○	○	×
	資産減少のみ	○	×	○
	増加・減少あり	○	○	○
全資産申告	資産増減なし	○	×	×
	償却資産所有なし	○	×	×

※「資産増減なし」「償却資産所有なし」の場合、増加・減少申告は利用できません。

※市システムへのデータ連携・取込時において、エラーにより受付できなかった場合、担当者様、担当税理士様に、データの再入力・再送信を依頼する場合がありますので、予めご了承ください。

※e L T A Xの利用に関するお問合せは、9ページ下部に記載のヘルプデスクまでお願い致します。

所有資産の多い事業者様におかれましては、**電算申告** 及び **電子申告**への積極的な移行をお願いいたします。

(3) 所有者コードの記載について

当市では、申告いただいた方に“所有者コード”と呼ばれる番号を付番しデータを管理しています。
年度ごとの受付作業及び過去の申告データとの突合作業において必須となる項目のため、前年度までに当市に申告いただいている方で、当市以外の様式を使用し申告される方や、電子申告を利用される方につきましては、申告書右上に設けられた「所有者コード欄」に、付番された所有者コードを記入または入力くださいますようお願いいたします。

※所有者コードは市から送付した申告書右上に記載しております。

※今年度当市へ初めて申告いただく方につきましては、所有者コード未付番のため、当該記載欄は空白のまま構いません。

(4) 非課税対象資産が含まれる場合

別途下記確認書類（写し可）の添付が必要となります。

なお非課税適用申告書については、市税条例第56条～第58条の2に基づき、非課税適用資産を所有されている限り**毎年度提出が必要**となります。主な対象資産については、8ページをご参照ください。

	確認書類の例（全て写し可）	備考
1	非課税適用申告書	前年までに非課税対象資産の申告がある方には、予め様式を同封しています。当市に初めて申告いただく方は、申告書を交付いたしますので市担当までご連絡ください。
2	登記簿謄本・定款・認可書・指定書 等	非課税適用事業を行っていることがわかる書類

(5) 特例対象資産が含まれる場合

別途下記確認書類（写し可）の添付が必要となります。

なお特例適用に係る疎明資料については、特例適用初年度申告時のみ添付いただければ構いません。主な特例については、9ページをご参照ください。

	確認書類の例（全て写し可）	特例名称
1	特定施設設備（使用・変更）届出書	公共の危害防止施設（汚水又は廃液の処理施設）
2	産業廃棄物処理施設設置許可申請書・許可書	公共の危害防止施設（産業廃棄物処理施設）
3	除害施設新設等届出書	公共の危害防止施設（下水道除害施設）
4	再生可能エネルギー事業者支援事業補助金交付決定書	太陽光発電（わがまち特例）
5	企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書の写し	特定事業所内保育施設
6	先端設備導入計画に係る申請書・認定書 ・認定経営革新等支援機関による確認書 ・賃上げ方針を表明したことを証する書面	認定先端設備等導入計画に従って取得した先端設備

※新規で特例適用資産を取得され、必要書類や手続きの流れが不明な場合は、担当までご連絡ください。

(6) 提出前のチェック項目

ここでは、提出後に確認や修正依頼をお願いすることが多い項目について、チェック方式でまとめました。提出前の確認にご活用ください。

- ☐ 令和7年1月1日現在で事業の用に供することができる資産ですか？
- ☐ 当市以外に所在する資産が含まれていませんか？
- ☐ 申告書に所有者コード、連絡先を記載していますか？
- ☐ 昨年度申告時の取得価額の最終合計値と、今年度申告時の前年取得価額の合計値は一致しますか？
※一致しない場合、申告書や種類別明細書内に理由を記載してください。（申告漏れ／吸収合併 等）
- ☐ 家屋として評価・課税されているものを除いていますか？
- ☐ 無形固定資産（ソフトウェア等）や他の税目で課税されるもの（普通・軽自動車等）を除いていますか？
- ☐ （一品申告で増加資産のある方）増加資産の耐用年数の記載が漏れていませんか？
- ☐ （過年度申告漏れ資産がある方）当該増加資産の摘要欄に、申告漏れである旨記載はありますか？
- ☐ （減少資産のある方）当市が付番した資産番号を、種類別明細書（減少用）に記載していますか？
- ☐ （電算申告の方）増減の有無に関わらず、種類別明細書（全資産）を添付していますか？
- ☐ （特例・非課税対象の方）申告書のほかに、疎明資料等を添付していますか？
- ☐ （廃業・事業所閉鎖の方）「18. 備考欄」に閉鎖等年月日の記載及び概要の記載はありますか？
※次年度以降の申告書等の送付を停止するために必要となります。

(2) 種類別明細書（増加資産・全資産用）

「種類別明細書（増加資産・全資産用）」の記載方法は、申告書の記載方法により下記の通り変わります。

- ・一品申告（年度ごとに増減のあった資産だけを申告している場合）… 前年中に増加した資産のみ記載（増加資産用）
 - ・電算申告（年度ごとに所有している全ての資産を申告する場合）… これまでに取得した全ての資産を記載（全資産用）
- 一品申告の方で資産の増加があった場合は、本手引最終ページの種類別明細書をコピーまたは切り離してご利用いただけます。

※電子申告の場合、全資産申告の場合は電算申告、増加・減少申告の場合は一品申告の記載方法に則して明細書の作成をお願いします。

※同封した「種類別明細書（全資産用・提出用）」は前年度の申告内容を確認いただくための参考資料ですので、提出の必要はありません。

第二十六号様式別表一（ ）

種類別明細書（増加資産・全資産用）

令和 7 年度		所有者コード 123456		所有者氏名 三郷工業所 株式会社		1 枚のうち 1 枚目						
資産の種類 番号	資産のコード	資産の名称	数	取得年月	取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準額	課税標準率	コード	増加事由
01	2	●●製造機（ABC-II）	1	R5.6	10,000,000	10						1-2 新規取得
02	6	応接セット（椅子・テーブル）	1	R4.12	350,000	8						1-2 中古取得
03												1-2 移動による受け入れ
04												1-2 その他（詳細を摘要欄に記載）
05												
06												
07												
08												
09												
10												
11												
12												
13												
14												
15												
16												
17												
18												
19												
20												

資産の種類により、下記数字を記入。
1 構築物
2 機械及び装置
3 船舶
4 航空機
5 車両及び運搬具
6 工具・器具及び備品

実際に取得した資産の個数、及び年月を記入。
1月1日取得の場合は、その旨を摘要欄へ記載。

この欄は記入しない。
ただし、会計ソフト等を用いた電算申告を行う場合には、この欄の記載が必要です。

当該償却資産の「取得価額」を記入してください。
①取得価額は、購入した償却資産について購入した代価とそれに要した費用（⑤取運費、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、掘付費、その他の付帯費）の合計額です。自己の建設・制作又は製造による償却資産については、それに要した原材料費、労務費、経費、その他の付帯費の合計額です。
②法人税法及び所得税法の規定による圧縮記録については、償却資産の評価上認められていないもので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記入してください。
③改定費の支出は、新たな償却資産の取得とみなされるので、その時期の真なることに本体部と区別して記入してください。
④「1円取得」等、通常支出すべき額と明らかな相違がある取得価額での申告は認められません。当該品物を取得した当時の金額、それが不明な場合は、当該年度の賦課期日に一般市場において当該資産を新品として取得するために通常支出すべき額を記載してください。

資産の名称は漢字・英字・かな・カナ全て対応可能です。
ただし、資産名が長い場合、システム側の文字制限により、名称の一部が省略される場合があります。

摘要欄は下記の通り活用してください。
①増加事由がその他の場合
具体的な理由を摘要欄に記載。
②前年度までの申告に漏れていた資産の場合
「申告漏れ」であることを記載。
③特別・非課税にあたる資産の場合
その適用条項（例：地方税法附則第15条第2項第1号）、又は特例名（例：先端設備／事業所内保育等）を記載。
④その他
「増加償却」「短縮耐用年数」や法改正による耐用年数の変更、1月1日取得等、その他申告に係る事項は、資産ごとに摘要欄へ記載。

【様式ダウンロードはこちら】

申告年度、所有者コード、所有者氏名を記入。

当該償却資産が「増加した理由」について、該当する番号に○を記入。
1 新品取得
2 中古取得
3 移動による受け入れ
4 その他（詳細を摘要欄に記載）

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受け入れ、4 その他 のいずれかに○印をつけてください。

(3) 種類別明細書（減少資産用）

「種類別明細書（減少資産用）」は、前年中に売却・他市町村への移動等で「当市への申告から除外すべきもの」があった場合、一品申告・電算申告・電子申告共通で提出いただくものです。

資産の減少があった場合は、本手引最終ページの明細書をコピーまたは切り離してご利用ください。

第二十六号様式別表二（提出用）

種類別明細書（減少資産用）

令和 7 年度		所有者コード		所有者名		校の番号	
1 2 3 4 5 6				三郷工業所 株式会社		1	
資産の種類	資産コード	資産の名称等	数	取得年月	取得価額	耐用年数	申告年数
1	32	屋外物置	1	S52 4	700000	10	1
2	177	旋盤（●製No.3）	1	H11 9	450000	10	1
6	1025	ラック	2	H29 10	200000	15	1
01							
02							
03							
04							
05							
06							
07							
08							
09							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
小計						1	

【様式ダウンロードはこちら】



申告年度、所有者コード、所有者氏名を記入。

- 当該償却資産が「減少した理由」について、該当する番号に○を記入。
 - 1 売却
 - 2 減失
 - 3 移動
 - 4 その他
- 減少の区分が「2. 一部」に該当する場合は、下記のように摘要欄へ記載。
 - 例) 取得価額50万円（個数5）のうち、20万円（個数2）を売却

摘要欄には、下記事項に該当する場合に記入。

①資産を「売却」「移動」した場合
その売却先または移動先の詳細を記入。
②その他
その他申告に係る事項を資産ごとに記載。

既に登録済みの資産情報（「資産の種類」「資産コード」「名称」「数量」「取得年月」「取得価額」「耐用年数」）を記載。

※一品申告の場合、本手引と併せて、前年までの申告で登録されている資産の一覧をお送りしておりますので、必要に応じてそちらもご確認ください。

なお、資産の「一部」が減少した場合には、「取得価額」欄に当該資産の減少した価額を記入してください。

V 耐用年数表（抜粋）

機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数（別表第1抜粋）
本表に記載されていないものは、「減価償却資産の耐用年数に関する省令別表」をご参照
いたどうか、担当の税理士様（税務を依頼している場合）、又は市役所までお問合せください。

O建物附属設備

構造 用途	細 目	耐用 年数
電気設備	蓄電池電源設備	6
給排水・衛生設備	その他のもの	15
冷暖房設備	冷暖房設備（冷凍機の出カ22kW以下）	15
ボイラー機	その他のもの	15
昇降機設備	エレベーター	17
	エスカレーター	15
消火・排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
エアーカーテン又はドア自動開閉設備		12
アーケード	主として金属製のもの	15
日よけ	その他のもの	8
店用簡易設備		3
可動間仕切り	簡易なもの	3
	その他のもの	15
前掲以外	主として金属製のもの	18
	その他のもの	10

O構築物

広告用	金属造のもの	20
競技場用	その他のもの	10
運動場用	ネット設備	15
遊園地用	野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設	30
用のもの	水泳プール	30
緑化施設及び庭園	工場緑化施設 その他の緑化施設及び庭園施設に含まれるものを除く	7 20
舗装道路	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷、石敷	15
舗装路面	アスファルト敷、れんが敷	10
	ビジュアルス敷	3
	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	30
へい	コンクリート・コンクリートブロック造	15
	れんが造（その他のもの）	25
	石造	35
	土造	20
煙突	金属造	10
	鉄骨鉄筋・鉄筋コンクリート造	35
	れんが造（その他のもの）	25
	金属造	10

O車両及び運搬具（自動車を除く）

自転車及びリヤカー		2
フォークリフト		4
前掲以外	自走能力を有するもの	7
	その他のもの	4

O工具

構造 用途	細 目	耐用 年数
測定及び検査工具（電氣又は電子を利用するものを含む）		5
治具・取付工具		3
	金属圧延用	4
ロール	なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロール、その他のもの	3
型	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用型及び移送用型	2
船圧（打抜）工員	その他のもの	3
切削工具		2
金属製柱・カッベ		3
活字等	購入活字	2
	自製活字等に常用される金属	8

O器具及び備品

事務机、いす、キャビネット		15
主として金属製のもの		8
応接セット		5
接客業用のもの		8
その他のもの		8
ベッド		8
児童用机及びいす		5
陳列だば、陳列ケース		6
冷凍機付又は冷蔵庫機付のもの		8
その他のもの		5
その他の家具		15
接客業用のもの		8
その他のもの		5
ラジオ、テレビ、テープレコーダーその他の音響機器		3
主として金属製のもの		6
冷房用又は暖房用機器		4
冷蔵庫、洗濯機、その他の類似の電氣、ガス機器		3
水冷蔵庫、冷蔵ストッカー（電氣式を除く）		6
カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品		4
じゅうたんその他の床用敷物		3
小売業用、接客業用、放送用、レコート吹込用、劇場用のもの		3
その他のもの		6
室内装飾品		15
主として金属製のもの		8
食事又はちゅう房用品		2
陶磁器又はガラス製のもの		5
その他		15
主として金属製のもの		8
その他のもの		8

家具・電氣機器・ガス機器及び家庭用品

構造 用途	細 目	耐用 年数
謄写機器及びタイプライター		3
孔版印刷又は印書業用のもの		5
その他のもの		4
電子計算機		5
パーソナルコンピュータ（サーバー用のものを除く）		5
その他のもの		5
複写機、計算機（電子計算機を除く）、金銭登録機、タイムレコーダー、その他これらに類するもの		5
その他の事務機器		5
テレタイプライター、ファクシミリ		5
インスターホン、放送用設備		6
電話設備その他の通信機器		6
デジタル構内交換設備及びデジタルボταν電話設備		10
その他のもの		10
時計		5
度量衡器		5
試験機器及び測定機器		5
試験又は測定機器		2
オペラグラス		5
カメラ、映画撮影機、映写機、望遠鏡		8
引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡、その他の機器		3
看板、ネオンサイン及び気球		2
マネキンプ人形及び模型		10
その他のもの		5
主として金属製品		5
その他のもの		2
ボンベ		6
溶接製		8
鋳造製		10
掘素用のもの		7
その他のもの		3
ドラムかん、コンテナ、その他の容器		2
大型コンテナ（高さ6m以上のものに限る）		5
その他のもの		12
金属製のもの		8
その他のもの		10
金庫		5
手ざげ金庫		20
その他のもの		5
消毒殺菌用機器		4
手術機器		5
調剤機器		7
歯科診療用ユニット		6
光学検査機器		8
ファイバースコープ		8
その他のもの		4
その他のもの		4
レントゲン、その他の電子装置使用機器		4
移動式のもの、救急医療用のもの、自動血液分析器		6
その他のもの		3
その他のもの		10
陶磁器製、ガラス製のもの		5
主として金属製のもの		5
その他のもの		5

機械及び装置の耐用年数（別表第2抜粋）

設 備 の 種 類 ・ 細 目	耐用 年数
食料品製造業用設備	10
製本業用設備	7
プラスチック製品製造業用設備	8
窯業又は土石製品製造業用設備	9
金属加工機械製造設備	9
農業用設備	7
林業用設備	5
総合工事業用設備	6
通信業用設備	9
高層業用設備	12
カソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
宿泊業用設備	10
飲食店業用設備	8
洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
機械式駐車設備	10
その他金属製のもの（太陽光発電設備等）	17

Ⅵ 不申告・虚偽申告について

（１）不申告について

三郷市では、期限内に申告がなかった事業者に対し、毎年３月・６月頃に催告書を発送しています。

申告すべき事項について、正当な事由がなく申告しなかった場合には、地方税法第３８６条及び三郷市税条例第７５条の規定により過料を科せられることがあるほか、地方税法第３６８条の規定により、不足額に加え延滞金を徴収する場合があります。

また下記「Ⅶ 各種調査への協力依頼について」に記載のある各種調査を行った結果、課税客体となる資産を所有されていることが明らかとなった場合には、不申告の場合であっても、調査結果を基に推計課税を行うこととなりますので予めご了承ください。

（２）虚偽申告について

申告すべき事項について虚偽の申告をした場合には、地方税法第３８５条の規定により罰金等を科せられることがあります。

なお、申告漏れ等の場合、申告していただいた年度だけでなく最大５年間の遡及課税となり、課税を行った月の月末に一括で納付していただくことになります。

Ⅶ 各種調査への協力依頼について

（１）各種調査にかかるご協力のお願い

三郷市では地方税法第３５３条に基づき、提出いただいた申告書や、航空写真、その他公的機関からの情報提供等を基に、申告内容が適正かどうか調査を行っています。場合によって、地方税法第４０８条に基づき、以下のような実地調査等を行うことがありますので、ご協力をお願いいたします。

その際、国税申告書添付書類（減価償却資産内訳・明細書（写し）、または減価償却費の計算書（写し））、固定資産台帳等の各種資料の提出をお願いすることがあります。

また、実地調査等に伴って償却資産の申告や申告内容の修正をお願いすることがありますが、その場合の課税は現年度だけでなく過年度（最大５年間）に遡及します。過年度分について遡及課税となった場合は、通常と異なり、納期は１回となります。

なお、正当な事由がなく上記調査を拒んだ場合、地方税法第３５４条に基づき過料を科せられる場合があります。

【協力いただく主な調査】

- ①資産の所在地における実地調査
- ②郵送による帳簿等（写）の提出依頼
- ③本社（事業所）における帳簿等調査
- ④担当税理士・公認会計士事務所における帳簿等調査 等

（２）国税資料等の閲覧について

地方税法第３５４条の２の規定に基づき、三郷市では調査に活用するため、所得税又は法人税に関する書類について閲覧を行っています。申告いただいた内容と差異がある場合や、不申告の場合には、個別に確認、及び申告の修正を求めることがあります。また、修正の申告を得られない場合でも、調査の結果を基に賦課決定（税額変更・決定）を行う場合もありますのでご了承ください。

VIII 償却資産 Q&A

このページでは、申告に関する不明点として特に多く寄せられる質問とその回答をまとめました。
その他不明点については、お手数ですが担当の税理士様（税務を依頼している場合）、または資産税課償却資産係
までお問合せください。

◎申告の要・不要に関する事項

Q1. 税務署に確定申告（所得税・法人税）しているが、三郷市にも申告は必要ですか。

- A. 必要です。確定申告は国税の計算のためのもので、償却資産の申告は固定資産税に係るものであるため、必ず申告してください。
- ・税務署への申告 … 国税（所得税・法人税）の減価償却費を必要経費として計上するためのもの
 - ・三郷市への申告 … 市税である固定資産税（償却資産）を算出するためのもの

Q2. 課税標準となる額が150万円未満であっても、申告は必要ですか。

- A. 必要です。免税点未満（課税標準となる額が150万円未満）であっても、該当資産がある場合には、申告書を提出してください。なお該当資産がない場合でも、申告書の「18.備考」欄「3.該当資産なし」に○をつけて提出いただくよう、ご協力をお願いします。

Q3. 償却資産の要件の一つとして「事業の用に供することができる資産」であることとありますが、この「できる」とはどのような意味ですか。

- A. 「事業の用に供することができる資産」であるということは、現に事業の用に供されている資産が含まれることはもちろんのこと、事業の用に供する目的をもって所有され、それが事業の用に供することができる状態にあるものも含まれます。したがって、一時的に稼働を停止している遊休資産であっても、いつでも稼働できる状態にあれば、固定資産税の課税対象となります。また、工場を新設し完成したが、まだ稼働していない場合のような未稼働資産についても、同様に固定資産税の課税対象となります。

Q4. 会社の社宅のような福利厚生施設の設備・備品に対して固定資産税は課税されますか。

- A. 固定資産税の課税客体である償却資産は、事業者が本来の業務として行っている事業に直接使用することができる資産に限定されるものではありません。その事業に直接的であるか間接的であるかを問わず「使用することができる」資産はすべて償却資産に該当します。したがって、事業者が従業員の利用に供するために設置している社宅、医療施設、食堂施設、娯楽施設等の福利厚生施設にかかる設備・備品についても、間接的にその事業の用に供するものであると認められるため、償却資産に該当し固定資産税が課税されます。

◎登録内容の変更に関する事項

Q5. 会社が移転した場合又は社名を変更した場合はどうすれば良いですか。

- A. 申告書の「1. 住所」欄又は「2. 氏名」欄を朱書きで訂正してください。「国税庁法人番号公表サイト」にて変更後の情報が閲覧できる場合には添付資料は不要です。確認できない場合は変更の経緯を「18. 備考」欄にご記入のうえ、変更内容がわかる参考資料を添付してください。その他登録事項の変更についても、申告書への朱書き訂正により変更が可能です。

Q6. 償却資産申告書や納税通知書の送付先を変更したいのですが。

- A. 送付先として指定したい住所・宛名を「1. 住所」欄と「2. 氏名」欄にそれぞれ朱書きしていただき、「18. 備考」欄に、送付先変更希望の旨をご記入ください。
- ※送付先の人格が変わる場合（子会社や経理業務のアウトソーシング先）には、別途「納税管理人設定届」の提出が必要となりますので、お手数ですが事前にご連絡ください。

◎その他

Q7. 初めて償却資産の申告をするのですが、記入方法を説明してもらえますか。

- A. 記載例（P12～14）をご参照いただき、ご不明の場合は資産税課へお問い合わせください。
- その際には、次の書類をお手元にご準備ください。
- （個人）簡易帳簿（固定資産台帳）・所得税青色決算書・その他減価償却資産の明細のわかる書類
 - （法人）固定資産台帳・法人税確定申告書・その他減価償却資産の明細のわかる書類（別表16等）

Q8. 法人税及び所得税の収支計算上、納付した税額が必要経費と認められますか。

- A. 必要経費と認められます。法人税及び所得税の確定申告の際は、同封した前年度の種類別明細書を参考にしてください。
- ※「令和6年度種類別明細書（全資産用・提出用）」は前年度の申告内容を把握するための参考資料ですので、提出の必要はありません。
- ※令和6年度申告が「電算申告」や「資産無し」だった方、その他特殊なケースの場合、種類別明細書は作成できないため同封していません。

種類別明細書(増加資産・全資産用)

年度

※		所有者コード		※		所有者名				枚のうち				
										枚				
										目				
※	資産の種類	資産のコード	資産の名称等	数量	取得年月 年 月	(イ) 取得価額 十億 百万 千 円	(イ) 耐用年数	(ロ) 減価残存率	(ハ) 価額 十億 百万 千 円	(ニ) 課税標準額 十億 百万 千 円	※ のの特 率	コード	増加事由	摘要
行番	番号													
01													1・2	
02													3・4	
03													1・2	
04													3・4	
05													1・2	
06													3・4	
07													1・2	
08													3・4	
09													1・2	
10													3・4	
11													1・2	
12													3・4	
13													1・2	
14													3・4	
15													1・2	
16													3・4	
17													1・2	
18													3・4	
19													1・2	
20													3・4	
小計														

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他 のいずれかに○印を付けてください。

令和 年度

種類別明細書 (減少資産用)

※ 所有者コード		※		所有者名		枚のうち			
行 番 号	資産の 種類	資産コード	資産の 名 称 等	数 量	取得年月 年 月	取得価額 十 百 千 円	耐用年数 申 告 年 度	減少の事由及び区分 売却 3 滅失 4 その他 2 全部 1 一部 2	摘 要
01								1・2・3・4 1・2	
02								1・2・3・4 1・2	
03								1・2・3・4 1・2	
04								1・2・3・4 1・2	
05								1・2・3・4 1・2	
06								1・2・3・4 1・2	
07								1・2・3・4 1・2	
08								1・2・3・4 1・2	
09								1・2・3・4 1・2	
10								1・2・3・4 1・2	
11								1・2・3・4 1・2	
12								1・2・3・4 1・2	
13								1・2・3・4 1・2	
14								1・2・3・4 1・2	
15								1・2・3・4 1・2	
16								1・2・3・4 1・2	
17								1・2・3・4 1・2	
18								1・2・3・4 1・2	
19								1・2・3・4 1・2	
20								1・2・3・4 1・2	
小 計									